

	契約係用
	業者用

本局庁舎ゴンドラ解体・搬出業務

業務委託仕様書

札幌市交通局	事業管理部 総務課	担当者 駒田 心平 電話896-2708 (2216)
--------	-----------	--------------------------------

1 適用

本仕様書は、札幌市交通局本局庁舎（以下「庁舎」という。）の屋上に設置されたゴンドラの解体・搬出業務に適用する。

2 ゴンドラ概要（別紙1参照）

- ・ 型式：FU20型
- ・ 積載重：200kg
- ・ 全重量：約2,500kg
- ・ ケージ寸法：開口約1,700mm×奥行約600mm×高さ約1,020mm
- ・ 台車寸法（アーム部分を除く）：幅約1,700mm×奥行約1,850mm×高さ約1,650mm
- ・ 製造元：日本ゴンドラ株式会社、常盤工業株式会社
- ・ 製造年月日：昭和57年11月

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和7年11月30日まで。

なお、ゴンドラの搬出作業は、10月中旬以降の実施を予定しており、実施日時の詳細は、委託者と打合せのうえ決定すること。

4 履行場所

庁舎（札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1）

- (1) ゴンドラ保管場所・解体作業場所
庁舎屋上（別紙2参照）
- (2) 敷地内作業場所
庁舎北側出口前（別紙3参照）

5 業務内容

(1) 解体

庁舎屋上に保管するゴンドラについて、地上での運搬が可能になるよう、アームの切断を行うとともに、ワイヤーロープ及びケーブルを切断し、ケージを分離すること。さらに、ケージのステージ部分を台車から切り離すこと。

なお、係る解体作業は、金属片等の飛散防止に努め、庁舎屋上で実施すること。

(2) 搬出

受託者はクレーンを用意したうえ、上記(1)で解体したゴンドラの各部位を屋上から搬出し、庁舎北側出口前の作業場所に停車するトラックの荷台に降ろすこと。当該トラックは、委託者が用意する。

なお、屋上からの搬出にあたっては、飛散物の防止に努め、各部位をネットで覆うなど、必要な養生を行うこと。

また、庁舎北側出口前の歩道部分はロードヒーティングが敷設されているため、搬出作業の実施にあたっては、同設備に損害を与えることがないように、必要な養生を行うこと。

6 契約金額の支払い

受託者は業務完了後に業務完了届を提出すること。委託者が行う完了検査に合格した後に、支払い手続きを行う。

7 賠償責任

故意または重大な過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者に報告のうえ、速やかに損害の相当額を賠償するとともに、責任を持ってその処理・解決にあたるものとする。

8 疑義

本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた事項については委託者と十分協議すること。

9 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

10 提出書類

下表に定める書類を委託者に提出すること。

No	書類名	提出期限
1	業務着手届（別紙4）	契約締結後速やかに
2	従事者名簿・緊急連絡先	
3	業務実施に係る記録写真	業務完了時
4	業務完了届（別紙5）	

その他、委託者が必要と認めるもの。

11 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

(1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別紙6）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

(2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

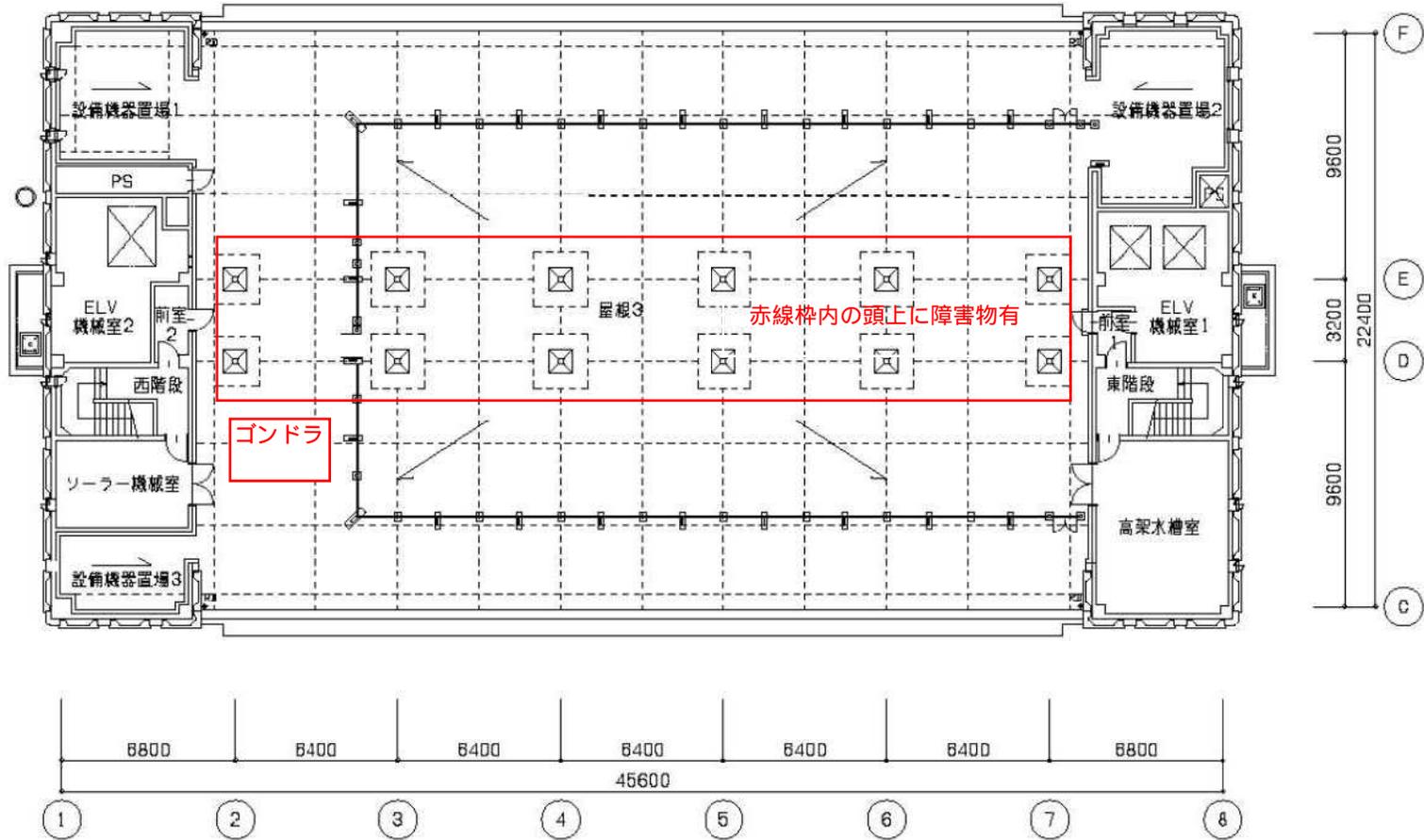
12 その他

(1) 本業務に必要な計器、道具等については、全て受託者が準備すること。

(2) 受託者は作業員に対する諸労働法規上の責任を負うこと。

13 添付書類

- (1) ゴンドラ概要 別紙 1
- (2) 庁舎屋上図面 別紙 2
- (3) 庁舎北側出口前図面 別紙 3
- (4) 業務着手届（第8号様式） 別紙 4
- (5) 業務完了届（第13号様式） 別紙 5
- (6) 環境方針 別紙 6



塔屋1階平面図

業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 芝井 静男

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業 務 完 了 届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
 交通局長 芝井 静男

住 所
 受託者 商号又は名称
 職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	-------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)
 立会人 (役職・氏名)

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局